

1 保育施設賠償責任補償制度

(賠償責任保険)



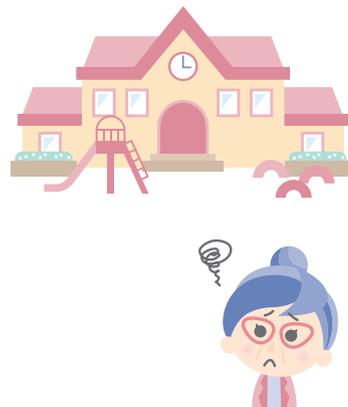
特定感染症緊急対応費用が補償されます!

特定感染症緊急対応費用についての詳細は17ページをご参照ください。

2023年より被害者治療費等補償特約を新設しました!

◆この制度の特長

保育所(事業主)が所有・使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備や職員の不注意により、園児や第三者にケガや食中毒を発生させたりなどの偶発の事故によって、または他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして預けた人に元の状態では返還できなくなったことによって、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、保育所(事業主)が被る損害を補償する制度です。法律上の損害賠償責任がない場合でも被害者の治療費等をお支払いする特約を自動セットしました。



◆被保険者

- ① 保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)
- ② ①の役員または使用人
- ③ ①②の被保険者の監督または指揮のもとに①の業務を行うボランティアスタッフ等

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 保育園で火が発生し、非常口の不備で園児が死亡した。
- 園児から預かったメガネを誤って壊した。
- 保育園が出した給食が原因で園児が食中毒を起こした。
- 園庭内の遊具の保守点検中に、職員が誤って園児を遊具で遊ばせてしまい、遊具が壊れてケガをした。
- 炎天下の中、すべり台を使って園児を遊ばせたところ、園児がヤケドを負った。

等

◆支払限度額・免責金額

補償内容	身体障害			財物損壊		
	施設所有(管理)者特別約款	1名につき 1事故につき	2億円 6億円	施設所有(管理)者特別約款	1事故につき	1億円
支払限度額	生産物特別約款	1名につき 1事故・保険期間中	2億円 6億円	生産物特別約款	1事故・保険期間中	1億円
	受託者特別約款			受託者特別約款	1事故・保険期間中	1億円
免責金額	身体障害・財物損壊それぞれ 1事故につき 5,000円					

被害者治療費等補償特約(自動セット)

支払限度額	被害者の死亡・後遺障害		1名につき	100万円
	被害者の入院	31日以上		1名につき
15~30日			1名につき	6万円
8~14日			1名につき	4万円
7日以内			1名につき	2万円
被害者の通院	31日以上		1名につき	6万円
	15~30日		1名につき	4万円
	8~14日		1名につき	2万円
	3~7日		1名につき	1万円
	1事故・保険期間中		1,000万円	
免責金額	なし			

◆保険料

定員数により、下記から算出してください。

定員数	保険料	定員数	保険料
1～10名	20,540円	151～160名	38,230円
11～20名	21,180円	161～170名	40,170円
21～30名	21,840円	171～180名	42,110円
31～40名	22,680円	181～190名	44,050円
41～50名	23,230円	191～200名	45,990円
51～60名	23,630円	201～210名	47,930円
61～70名	24,560円	211～220名	49,870円
71～80名	24,970円	221～230名	51,810円
81～90名	25,560円	231～240名	53,750円
91～100名	26,590円	241～250名	55,690円
101～110名	28,530円	251～260名	57,630円
111～120名	30,470円	261～270名	59,570円
121～130名	32,410円	271～280名	61,510円
131～140名	34,350円	281～290名	63,450円
141～150名	36,290円	291～300名	65,390円
		以降10名増えるごとに	上記プラス 1,940円

2 エレベーター賠償責任補償制度

(昇降機賠償責任保険)

◆この制度の特長

- ①制度 ①保育施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理(エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備)に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金(治療費、慰謝料、葬祭費用)、争訟費用などが支払われます。



◆被保険者

保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。

等

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	なし
財物損壊	1事故につき 1,000万円	なし
保険料(エレベーター1台につき)	3,970円	

※施設に設置している全台数分(人荷用)を一括してご加入いただきます。

※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。